

はじめに「令和9年度 就学援助手続きのお知らせ」を読んでからご覧ください

就学援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給のお知らせ

鳥取市教育委員会では、お子様が令和9年4月に小・中・義務教育学校に入学予定の方で、1月中に就学援助を申請し認定となった方に、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）を入学前の3月末頃に支給します。（申請や支給の時期は、下記3をご覧ください。）

1 入学前支給の対象となる方

下記要件の全てに該当する方

- (1) 就学援助の要件に該当する方（「令和9年度 就学援助手続きのお知らせ」をご覧ください）
- (2) 令和9年4月に鳥取市内国公立の小・中・義務教育学校へ入学予定の方
- (3) 令和9年1月から4月の間、引き続き鳥取市に居住される方

2 申請方法について

申請書や必要書類は、下記のとおり提出してください。

お子様の学年	提出先
小学校（義務教育学校前期課程）入学予定	入学予定の小学校・義務教育学校
中学校（義務教育学校後期課程）入学予定	現在、在学中の小学校・義務教育学校

3 申請受付及び支給時期について

申請期間により、新入学児童生徒学用品費の支給時期が異なりますので、ご注意ください。

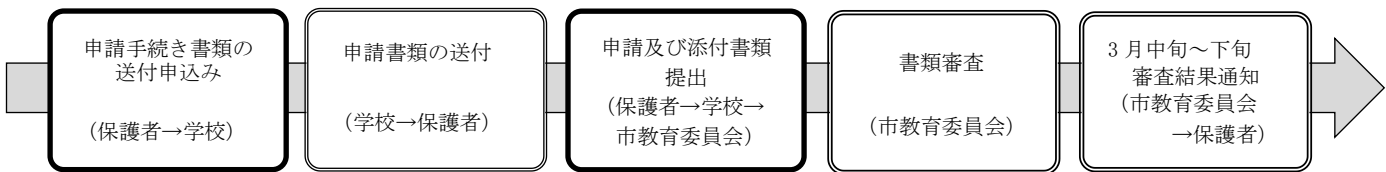
申請期間	支給時期
受付開始～令和9年1月31日	令和9年3月末頃（予定）
令和9年2月1日～4月15日	令和8年6月末頃（予定）※入学前支給対象外
令和9年4月16日～令和10年3月15日	新入学児童生徒学用品費は支給されません

※ この申請期間は、教育委員会への提出期間となります。

各学校でとりまとめるため、学校への提出期限はこれよりも早くなりますので、ご注意ください。

※ 申請書や必要書類に不備や提出遅れがあった場合は、審査に遅れが生じ、新入学児童生徒学用品費の支給時期が遅れる場合がありますのでご注意ください。

4 認定までの流れ（1月中に申請された場合）



△注意△

鳥取市外に転出された場合や鳥取市内国公立の小・中・義務教育学校に入学されなかった場合、認定該当要件から外れた場合は、就学援助費を返還していただきますので、ご注意ください。

申請内容から状況が変わった場合は、速やかに学校もしくは教育委員会学校保健給食課へご連絡ください。

5 支給内容について

費目	対象児童生徒	小学校または 義務教育学校前期課程	中学校または 義務教育学校後期課程
新入学児童生徒 学用品費	<u>4月認定</u> の小・中学1年生 義務教育学校1年生・7年生	64,300 円	81,000 円

※上記の金額は令和8年度の金額です。令和9年度は変更となる場合があります。

※1月中に申請をされて認定となった方には、3月末頃に指定いただいた口座へ鳥取市教育委員会が直接振込みます。

※その他の費目については鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください

6 その他

(1)生活保護受給中の方について

生活保護受給中の世帯につきましては、申請の必要はありません。生活保護費とあわせて、新入学児童生徒学用品費が支給されます。

(2)4月以降の認定について

今回、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請された方の認定期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなります。入学後に再度申請いただく必要はありません。

(3)制度の詳細について

手続きや支給内容等の詳細については、鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください

【鳥取市公式ウェブサイト】<https://www.city.tottori.lg.jp/site/kosodate/47416.html>

◎問い合わせ先

①鳥取市教育委員会事務局 学校保健給食課 学校保健・支援係

住所：〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所5階

電話：0857-30-8416

②各小・中・義務教育学校

